

納税者の権利を侵害する国税通則法改悪に反対する

「納税者権利憲章」制定こそが政府の課題

2011年度税制改正法案が今国会に提出されている。この中で、国税通則法を「国税に係る共通的な手続き並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に名称を変更し、「納税者権利憲章」を国税庁に策定させるとしている。これは「納税環境整備」の名の下に納税者の権利を侵害しようとする改悪である。

具体的には、①事前通知不要の税務調査の法定化②帳簿書類等の提示・提出の義務化（カルテを含む）③税務調査の期間の延長（3年から5年へ）④白色申告への記帳強要⑤反面調査の法定化⑥修正申告の強要⑦再調査の法定化——など申告納税制度を根本から否定するものである。

医療機関にとってカルテの提示・提出の義務化は、刑法に定められた守秘義務違反となる重大な問題である。我われは納税者の権利を守る「納税者権利憲章」の制定を一貫して求めてきたが、この改悪は納税者を犯罪人扱いし、税金を取り放題とする「納税者義務法」と言わざるを得ない。

申告納税制度を実効あるものとするためには、行政と納税者の間に互いの法的地位（国民の基本的な人権の尊重と行政権の執行）の尊重の上に立った信頼関係の存在が不可欠である。本来、政府が取り組まなければならないことは、国税通則法の改悪ではなく、実情に即した適切な「納税者権利憲章」の制定である。今改悪は、50年前の政府の悲願であった「課税権力強化」を目論み、国民へのさらなる徴収攻勢を図るものであり、断じて容認できない。

医療機関の経営や国民の生活に、多大な影響をおよぼすことは必至であり、国税通則法の改悪に断固反対する。

2011年3月12日

大阪府歯科保険医協会第23回理事会